裁　　決　　書

審査請求人

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

審査請求代理人

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

処　分　庁

天童市福祉事務所長

審査請求人が平成２０年９月１日付けで提起した生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）における生活扶助の障害者加算他人介護料算定の却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

処分庁が平成２０年７月２４日付け健第＿＿＿＿号で審査請求人に対して行った生活保護法における生活扶助の障害者加算他人介護料算定及びその特別基準の設定に対する却下処分を取り消す。

理　　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

審査請求人＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「請求人」という。）は、成２０年９月１日付けで、生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活扶助の障害者加算他人介護料（以下「他人介護料」という。）の算定の申請に対し、天童市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成２０年７月２４日付けで行った他人介護料算定の却下処分（以下「本件処分」という。）について不服を申立てているものである。

2　審査請求の理由

本件審査請求の理由として、処分庁が、請求人が申請した他人介護料については、すでに請求人が障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）による介護給付費の決定を受けており、生活保護法による他人介護料の必要性は認められないとして、請求人の申請を却下したことに対し、請求人は、自身が重度の障がい者で障害者自立支援法により支給される１日＿＿時間の介護給付では介護時間数が不足し、日常生活が成り立たず、不足する介護部分を補うために生活保護における他人介護料の算定及びその特別基準の設定が必要であるため、処分庁が本件処分を行ったことは不当であると主張しているものである。

なお、請求人は同様の審査請求を平成２０年４月２２日付けで提起し、審査庁では棄却する裁決を行ったが、請求人においては、介護費用の請求が現実にあること、また、請求人自身の身体状況もより悪化したこと等から、前回請求時から状況が変化したことを主張しているものである。

第２　認定事実及び判断

１　認定事実

（１）請求人は障害者自立支援法による障害程度区分＿の認定を受け、介護給付費として、重度訪問介護を１か月当たり＿＿＿時間（１日当たり＿＿時間）支給されていること。

（２）請求人は処分庁に対し平成２０年７月８日付けで処分庁に保護変更申請書（他人介護料）を提出し、処分庁はこれを受理したこと。

（３）平成２０年７月１４日、処分庁は請求人宅を訪問し、請求人の状況等について調査を行ったこと。

（４）請求人は平成＿＿年＿月＿＿日から＿月＿日まで＿＿＿

月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）別表第１第２章の４の（5）により、保護基準別表第１第２章の４の（2）のア又はイに該当する障がいがある者が「介護人をつけるための費用を要する場合において」基準の範囲内で必要な額を算定することができるものである。

また、障害者自立支援法の自立支援給付等を受けている者に対する他人介護料の算定については、「介護扶助と障害者自立支援法に基づく自立支援給付との適用関係等について」（平成１９年３月２９日付け社援保発第0329004 号社会・援護局保護課長通知）により、「在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度額まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものである」とされ、そのため、障害程度区分の認定を受けていない場合、及び認定は受けているが介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合は他人介護料を算定してはならないとされている。

（２）請求人についてみると、障がいの程度において保護基準に定める他人介護料算定の要件に該当し、また、障害程度区分の認定を受けて、介護給付費を限度額まで利用していることから、障害者自立支援法との関係においても他人介護料の算定ができる条件にあると考えられる。

実際に請求人は、障害者自立支援法による１日＿＿時間の介護給付を超える介護サービスを受けており、その費用の負担が発生している状況にある。

（３）処分庁は本件処分にあたって、他人介護料算定の申請時点での請求人の生活状況等について調査を実施したうえで、ケース検討会を開催し検討を行っており、その手続は妥当と認められる。

しかしながら、他人による介護の必要性についてみれば、請求人は「日常生活において常時の介護を必要とする者」として特別障害者手当の支給を受けており、また、他人介護料算定の申請時に提出された医師の診断書においても、日常生活動作の障害程度において「１日＿＿時間の介助が必要」との意見が付されている状況にある。当然ながらそのことだけで請求人が主張する「１日＿＿時間の介護が必要」という判断まではできないものの、請求人は、実際に介護給付費以外に介護事業所からの介護を受けることによって日常生活を送っており、その全てを必要性がないものと断定することはできないと考えられる。

（４）審査庁では、平成２０年１０月６日に、請求人宅において審尋を行ったが、請求人の生活において、仮に処分庁の主張どおり障害者自立支援法による１日＿＿時間分の介護給付以外に、介護人がいない状態で一人で置かれることは、請求人にとって危険を伴うものであり、障害者自立支援法による介護給付により介護支援が満たされているとは言い難く、少なくとも危険な状態にならないように見守る体制をとる必要があると判断された。

（5）そのため、請求人に対して必要な介護費用が発生し、それを支払うことが困難と判断される場合は、制度上認められる範囲で、請求人が必要とする費用を他人介護料として算定するべきである。

（6）上記のことから、請求人が申請した他人介護料の算定及びその特別基準の設定について、必要性が認められないとした処分庁の判断は妥当なものとはいえない。

3　結　論

以上のとおり、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法第４０条第３項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成２０年１０月２３日

審査庁　山形県知事　齋　藤　　弘